税・社会保障関係の手続では、マイナンバーカード等の提示が必要となります

死亡に関連するおもな手続

総合支所・支所 マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること					
保険 A 国民健康保険に加入していた	国民健康保険資格確認書の返却	・国民健康保険資格確認書		国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1階2番窓口 （国民健康保険課）	
→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	・世帯主または相続人代表者の口座がわかるもの			
B 75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた方	後期高齢者医療資格確認書の返却	・後期高齢者医療保険証または後期高齢者医療資格確認書			
	高額療養費などの支給申請	・相続人代表者の口座がわかるもの			
AB共通 →葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・葬祭を行った方の口座がわかるもの ・葬祭を行った方の印鑑（認印可）			
→各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
→保険税（保険料）を払っていた	相続人代表者の指定	・相続人代表者の口座がわかるもの			
C 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続があります。 手続方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続してください	
年金 国民年金のみを受給していた	未支給年金の請求または死亡届	・亡くなられた方の年金証書 ・年金請求者の口座がわかるものなど ※受付窓口でご相談ください。		国民年金のこと 1階3番窓口 （市民課）	
厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続があります			延岡年金事務所 0982-21-5424	
共済年金を受給していた	※共済組合での手続がある場合があります			加入していた共済組合	
高齢 65歳以上の方 65歳未満で介護認定を受けていた方	介護保険証の返却	介護保険証		介護保険のこと 1階12番窓口 （高齢者あんしん課）	
	相続人代表者の指定	●相続人代表者指定届 ・相続人代表者の口座がわかるもの			
障がい 障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・窓口に来た方の認印		障がい福祉のこと 1階15番窓口 （福祉課）	
→障がい福祉サービスを利用していた	障がい福祉サービス受給者証の返却	・障がい福祉サービス受給者証			
→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届	・障害者手帳 ・印鑑（認印可）			
特別児童扶養手当の対象児童	※受付窓口でご相談ください				
こども 児童手当・児童扶養手当の対象児童	※受付窓口でご相談ください			子育てのこと 1階14番窓口 （こども課）	
亡くなられた方の税・料金に関すること					
税・料金 日向市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	相続人代表者の届出 （相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方）	※受付窓口でご相談ください		市県民税　軽自動車税 固定資産税のこと 1階4番窓口 市税の納付 相談のこと 1階5番窓口 （税務課）	
→土地・家屋を相続する	※裏面の「相続」覧をご覧ください。			宮崎地方法務局延岡支局 0982-33-2179	
→農地を相続する	※受付窓口でご相談ください。			3階1番窓口 農業委員会事務局	
→山林を相続する	※相続登記が済んだ後に受付窓口でご相談ください。			3階3番窓口 林業水産課	
原付バイク・小型特殊を所有していた	軽自動車税の申告	※受付窓口でご相談ください		市県民税　軽自動車税 固定資産税のこと 1階4番窓口 市税の納付 相談のこと 1階5番窓口 （税務課）	
市・県民税、軽自動車税、固定資産税を口座振替で日向市に納めていた	口座振替の廃止・変更	・口座がわかるもの ・通帳の届出印			
日向市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談・相続人代表者の届出	※受付窓口でご相談ください			
軽自動車（660cc以下の三輪・四輪自動車）を所有していた	※軽自動車検査協会宮崎事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 宮崎事務所 050-3816-1760	

税・料金	軽二輪（126cc以上～250cc以下のバイク）、二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）普通自動車　を所有していた	※宮崎運輸支局でご相談ください			宮崎運輸支局 050-5540-2088	
	財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください			宮崎家庭裁判所 日向出張所 0982-52-2211	
	上下水道の使用をやめる場合	使用中止手続	お電話で手続できます		上下水道料金センター 健康管理センター　１階 0982-52-5228	
	上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更				
その他	市営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続（名義変更）	※受付窓口でご相談ください		県北住宅管理センター （日向営業所） 原町4丁目120番地6 0982-57-3151	
	故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出	・死亡を証する書面			
	市営墓地・市営納骨堂に納骨を希望する	使用許可申請または納骨の手続	・世帯全員分、本籍地が記載されている住民票 ※受付窓口でご相談ください		市民相談のこと １階10番窓口 （市民課）	
	市営墓地・市営納骨堂の使用許可を受けていた	使用承継許可の手続	・前使用者との関係が分かる戸籍謄本等			
	故人が犬を飼っていた	飼い主変更届				
	印鑑登録をしていた	自動的に登録廃止になります			印鑑登録　証明書受付 １階６番窓口 （市民課） 総合支所・支所	

ご家族に関する届出・申請

	ご家族があてはまるものについてご確認ください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出 ※死亡にともない世帯主を 「　　」様に変更しております。 上記の世帯主を変更される場合は、受付窓口へお越しください。			住民異動 マイナバーカード １階７・８番窓口 （市民課） 総合支所・支所	
保険	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（74歳まで） 国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせの交付 【口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	・加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民健康保険 後期高齢者医療のこと １階２番窓口 （国民健康保険課）	
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証資格確認書 または資格情報のお知らせの交付 （後日郵送） 【口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	変更前の国民健康保険資格確認書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印			
年金	亡くなられた配偶者の厚生年金保険の扶養から外れて、国民年金に加入する方	国民年金の加入 （20歳～60歳未満の方）	・加入していた厚生年金保険の資格喪失連絡票 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民年金のこと １階３番窓口 （市民課）	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例）・遺族基礎年金 （子のある配偶者、または子） ・寡婦年金 ・死亡一時金	※受給要件があります。受付窓口でご相談ください。		※亡くなられた方の加入していた年金制度により、年金事務所や共済組合での手続きが必要となる場合もあります。	
こども	お子さんに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・重度心身障がい者の医療費助成 ・特別児童扶養手当	※受付窓口でご相談ください		障がい福祉のこと １階15番窓口 （福祉課）	
		・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・児童手当 ・児童扶養手当			子育てのこと １階14番窓口 （こども課）	
		・保育園等				
相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を所有している場合	空き家バンクへの登録・相談	※受付窓口でご相談ください		３階５番窓口 建築住宅課	
		不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 （12月29日～1月3日及び土日祝日を除く9時00分～17時00分の間）		宮崎地方法務局 延岡支局 0982-33-2179	
	法定相続情報一覧図の写しが必要な場合	法定相続情報証明				

心よりお悔やみ申し上げます

日向市役所
〒883-8555
日向市本町10番5号

市代表電話番号
０９８２－５２－２１１１

開庁時間 朝８時４５分～夕方４時３０分 （土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰辛273番地1
0982-69-2111

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市ホームページ　https://www.hyugacity.jp/

手続チェックシート

おくやみ

忘れずにお持ちください

おくやみ手続ガイド

質問に答えることで、該当する手続を確認することができます。

おくやみ手続ガイド二次元コード

死亡届

死亡の事実を知った日から**7日以内**に届出してください

火葬許可証をお渡しします
・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
納骨するときに必要な書類ですので、
大切に保管してください。

・死亡届の届出人は、
1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
・窓口に来られる方は、町内会の役員など使者でも構いません。

《届出に必要なもの》
・死亡届と死亡診断書
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。）
・火葬場使用料
※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

関連する手続は内側にあります

全ての手続きをおこなうのに、１時間程度かかります。
時間に余裕を持って、夕方３時までに来庁をお願いします。

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

死亡届を提出後、亡くなられたことが記載された戸籍証明書がとれるまで５～７営業日かかります。

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

１点で本人確認できるもの

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

２点で本人確認できるもの

・年金手帳※　・介護保険証　・健康保険資格確認書
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。